

千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、保育士等の宿舎の借り上げを行う保育施設等の運営事業者に対し、借り上げに係る費用の一部の補助を行うことにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とする。
- 2 千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金の交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 保育施設等

国及び地方公共団体以外の者が運営する次の各項に掲げる施設、学校及び事業所をいう。

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所
- イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- ウ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所
- エ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
- オ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
- カ 国が定める待機児童解消加速化プランによる認可外保育施設
- キ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、厚生労働省の定める企業主導型保育事業費補助金実施要綱に基づき企業主導型保育事業を行う施設

(2) 保育士等 保育士、保健師、看護師及び准看護師をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、本市内で保育施設等を運営し、次条に規定する補助対象保育士等を雇用するとともに、第5条に規定する補助対象施設を借り上げ、これに当該保育士等を居住させている事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助対象保育士等の要件)

第4条 補助対象保育士等は、補助事業者の運営する保育施設等に勤務する保育士等であって、原則として本市内に所在する宿舎に入居している者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 常勤保育士等（1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務する者をいう。）であること。
- (2) 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、7年目の会計年度末までの者であること。ただし、事業を実施する年度の前年度及び前々年度の1月の職業安定業務統計において、本市を管轄

する職業安定所の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の会計年度においては、雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、5年目の会計年度末までの者であること。

なお、令和5年度に限り、本事業の対象者に、次の者を加える。

- ア 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、8年目の会計年度末までの者であって、令和5年3月31日時点において本事業の対象であった者。
 - イ 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、9年目の会計年度末までの者であって、令和4年3月31日時点から継続して、令和5年3月31日時点において本事業の対象であった者。
 - ウ 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末までの者であって、令和3年3月31日時点から継続して、令和5年3月31日時点において本事業の対象であった者。
- (3) 本人及び同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと。
 - (4) 平成24年度以前に補助事業者が借り上げる宿舎に入居していないこと。
 - (5) 雇用主の宿舎を正当な理由なく転居したことがないこと。

(補助対象施設の要件)

第5条 補助対象施設は、補助事業者が補助対象保育士等の宿舎として借り上げ、補助対象保育士等が現に居住している施設とする。ただし、補助事業者又は補助事業者の利害関係者が所有する施設を除く。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象施設に係る当該年度における費用で、賃借料、共益費（管理費）、礼金及び更新料（以下「賃借料等」という。）
- (2) その他市長が補助対象施設の借り上げのために必要と認める経費

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、補助対象経費に4分の3を乗じた額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。ただし、1戸当たり月額47,250円（補助対象保育士のうち令和元年度から引き続き令和4年度において本事業の対象者であって、令和5年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居し、かつ、同じ補助事業者には雇用されている場合においては、61,500円）を限度とする。

- 2 補助事業者が補助対象保育士等から賃借料等の一部を徴収している場合は、当該徴収額を補助対象経費から控除するものとする。
- 3 補助対象経費のうち補助対象保育士等を居住させている日数が1か月に満たない場合は日割り計算するものとし、日割り計算した額（小数点以下を切り捨てるものとする。）と補助事業者が支払った賃借料等の額のうち低い額を補助対象経費とする。
- 4 賃貸借契約時に支払った礼金及び更新料については、契約期間の月数で除して得た額を、各月の補助対象経費に計上することができるものとする。
- 5 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年5月末日(年度途中において、保育士等を宿舎に入居させた年度にあつては、当該保育士等を宿舎に入居させた日の属する月の末日)までに、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業計画書(様式第2号)
- (3) 千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業収支予算書(様式第3号)
- (4) 不動産賃貸借契約書の写し
- (5) 補助対象保育士等に係る雇用証明書(雇用開始日及び就業場所が記載されているものに限る。)
- (6) 補助対象保育士等の保育士証等の写し
- (7) 誓約書(様式第4号)
- (8) 入居保育士等の住民票の写し

(交付決定)

第9条 市長は前条に掲げる書類の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合には、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は前条に掲げる書類を審査し、適当と認められない場合には、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、申請者へ通知するものとする。

(変更申請)

第10条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた申請者は、第8条に係る交付申請の内容を変更する場合には、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金変更交付申請書(様式第7号)により、変更申請を行わなければならない。

(変更決定)

第11条 市長は、前条の規定による変更申請を受けた場合は、補助事業の変更の目的及び当該申請に係る書類の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金変更承認通知書(様式第8号)により、申請者へ通知する。

2 市長は前条の規定による変更申請が不相当と認めたときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金変更不承認通知書(様式第9号)により、申請者へ通知する。

(事業の廃止又は中止)

第12条 事業の完了前に当該事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議が整ったときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金廃止(中止)承認申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項による申請があったときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金廃止（中止）承認通知書（様式第11号）により、通知することとする。

（事故報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその状況を報告しなければならない。

2 市長は前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に対して書面により、適切な指示をしなければならない。

（状況報告）

第14条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況について、報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了、廃止又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金実績報告書（様式第12号）に必要な書類を添えて報告しなければならない。

（交付確定）

第16条 市長は前条の規定による実績報告を受けた場合で、当該実績報告に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助事業者に対し、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第17条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、速やかに千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出するものとする。

（概算払）

第18条 市長が補助事業の遂行のために必要と認める場合で、各四半期終了後7日以内に千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金分割払い請求書（様式第15号）に必要な書類を添えて報告し、事業実施内容が確認されたときは、事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（決定の取消）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令に違

反したとき。

2 市長は前項の規定により交付決定を取り消したときは、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により、通知することとする。

（補助金の返還）

第20条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金返還命令書（様式第17号）による。

（関係書類の保存）

第21条 補助事業者は補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管しておかなければならない。

（予算措置）

第22条 本事業は国の補助事業を利用し実施するため、国の補助事業が縮小、中止、又は廃止になった場合は、本事業も縮小、中止又は廃止となる場合がある。

（補則）

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成28年7月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当の様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書

(あて先)千葉県長

法人所在地

法人名

代表者職氏名

印

園名

千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金の交付を受けたいので、千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

金

第1四半期

第2四半期

第3四半期

第4四半期

2 補助事業の開始日

年 月 日

3 補助事業の完了予定日

年 月 日

4 添付書類

- (1) 千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業計画書(様式第2号)
- (2) 千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 不動産賃貸借契約書の写し
- (4) 補助対象保育士等に係る雇用証明書
- (5) 補助対象保育士等の保育士証等の写し
- (6) 誓約書(様式第4号)
- (7) 補助対象保育士等の住民票の写し
(借り上げた宿舎に居住していることがわかるものであり、提出日より3か月以内に発行されたものに限る。)

千葉市保育士等宿舍借り上げ支援事業計画書

保育士等 1 人目

園名

補助対象となる保育士等・施設		種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
保育士等氏名		賃借料(a)														
住所 (建物名・部屋番号まで)		共益費(管理費)(b)														
		礼金・更新料(月額)(c)														
		その他経費(d)														
		本人負担額(e)														
採用年月日		計(a+b+c+d-e)														
補助開始日		月額基準額(f)														
補助終了日		補助金額(e)=(f)×3/4														

備考

	第1四半期合計 (4~6月)
賃借料	円
共益費(管理費)	円
礼金・更新料(月割)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額 (100円未満切捨)	00円

	第2四半期合計 (7~9月)
賃借料	円
共益費(管理費)	円
礼金・更新料(月割)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額 (100円未満切捨)	00円

	第3四半期合計 (10~12月)
賃借料	円
共益費(管理費)	円
礼金・更新料(月割)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額 (100円未満切捨)	00円

	第4四半期合計 (1~3月)
賃借料	円
共益費(管理費)	円
礼金・更新料(月割)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額 (100円未満切捨)	00円

園名	
----	--

補助対象保育士等数 名

(収入)

区分	予算額
事業者実施負担額	円
本人負担額	円
千葉市補助金(年額) (補助対象経費の3/4。 1戸当たり月額上限は 61,500円)	00円
合計	円

(支出)

対象経費名	予算額
賃借料	円
共益費(管理費)	円
礼金・更新料(月額)	円
その他経費	円
合計	円

(注1) 予算額については、年度に係る合計額を記入のこと。年度途中で事業を開始した場合は事業開始月から年度末月まで。

(注2) 収入と支出合計額が一致すること。

第1四半期合計 (4~6月)	
賃借料	円
共益費 (管理費)	円
礼金・更新料 (月割)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額	00円

第2四半期合計 (7~9月)	
賃借料	円
共益費 (管理費)	円
礼金・更新料 (月割)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額	00円

第3四半期合計 (10~12月)	
賃借料	円
共益費 (管理費)	円
礼金・更新料 (月割)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額	00円

第4四半期合計 (1~3月)	
賃借料	円
共益費 (管理費)	円
礼金・更新料 (月割)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額	00円

年間総合計	
賃借料	円
共益費(管理費)	円
礼金・更新料(月割)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額	00円

様式第4号

令和 年 月 日

(あて先)千葉市長

雇用されている
法人の名称

勤務する園名

保育士等氏名

印

※本人自署の場合は押印不要

誓約書

私は、千葉市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第4条各号に規定する要件を満たす保育士等であることを、下記のとおり誓約します。

記

1 誓約内容

- (1) 常態的に勤務する者であって、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所及び従事すべき業務が保育施設等及び保育の業務であり、かつ、当該保育施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。
- (2) 雇用を開始した日が属する会計年度から起算して、7年目(要綱第4条第1号なお書きの適用を受ける者にあっては該当する年)の会計年度末までの者であること。
ただし、前年度及び前々年度の1月の、千葉市を管轄する職業安定所の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の会計年度においては、5年目の会計年度末までの者であること。
- (3) 本人及び同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと。
- (4) 平成24年度以前に保育施設等が借り上げる宿舍に入居していないこと。
- (5) 雇用主の宿舍を正当な理由なく転居したことがないこと。

2 宿舍の住所

宿舍の住所 (建物名、部屋番号を含む)	
------------------------	--

3 宿舍の入居に当たっての負担額

月額 円

(記入上の注意)

補助対象経費である賃借料、共益費(管理費)についての本人負担額を記入してください。

駐車場代等の補助対象外の費用を保育士本人が負担する場合、補助金算定上の本人負担額には含まないため、上記の欄には含めないでください。

住所
法人名
代表者職氏名 様
(園名)

千葉市長

千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金については、下記のとおり決定したので、千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法
- 3 交付条件
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更を行う場合には、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第6号

千葉市指令こ幼運第 号
年 月 日

住所
法人名
代表者職氏名 様
(園名)

千葉市長

千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金については、下記の理由により不交付と決定したので、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、通知します。

記

1 理由
()

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金変更交付申請書

(あて先)千葉県長

法人所在地

法人名

代表者職氏名

印

園名

年 月 日付千葉県指令こ幼運第 号 により、交付決定された補助金について、下記のとおり事業内容の変更をしたいので、千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、変更の承認を申請します。

記

1 変更後の交付申請額

金

第1四半期

第2四半期

第3四半期

第4四半期

2 変更内容及びその理由

選択

- | | | |
|--------------------------|-----------------------|--------|
| <input type="checkbox"/> | (1) 補助対象となる保育士等・施設の追加 | (氏名：) |
| <input type="checkbox"/> | (2) 補助対象となる施設の契約更新 | (氏名：) |
| <input type="checkbox"/> | (3) 補助対象となる保育士等の退職 | (氏名：) |
| <input type="checkbox"/> | (4) 補助対象となる保育士等の転居 | (氏名：) |
| <input type="checkbox"/> | (5) その他(下記に理由を記入) | (氏名：) |

3 添付書類

- (1) 交付申請額が変更となる積算根拠書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第8号

千葉市指令こ幼運第 号
年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名

様

(園名

)

千葉市長

千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金変更決定通知書

年 月 日付け千葉市指令こ幼運第 号で交付決定し、年 月 日付で補助金交付決定変更申請のありました、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金について、下記のとおり交付決定の変更をしたので、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、通知します。

記

1 変更交付決定額 金 円

2 支払方法

3 交付条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更を行う場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第9号

千葉県指令こ幼運第 号
年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名

様

(園名

)

千葉市長

千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金変更不承認通知書

年 月 日付け千葉県指令こ幼運第 号で交付決定し、年
月 日付けで補助金交付決定変更申請のありました、千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事
業補助金について、下記のとおり不承認となりましたので、千葉県保育士等宿舎借り上げ
支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 変更承認しないこととした額（交付決定額） 金 円
- 2 理由（)

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第10号

年 月 日

千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金廃止（中止）承認申請書

(あて先)千葉県長

法人所在地

法人名

代表者職氏名

印

園名

年 月 日付千葉県指令こ幼運第 号 により交付決定された補助金について、事業を廃止（中止）したいので、千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 廃止（中止）希望日 年 月 日

2 廃止（中止）の理由

様式第 1 1 号

千葉市指令こ幼運第 号
年 月 日

住所

法人名

代表者職氏名

様

(園名

)

千葉市長

千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金廃止（中止）承認通知書

年 月 日付け千葉市指令こ幼運第 号で交付決定し、年
月 日付けで申請のありました、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金廃止（中止）
について、下記のとおり承認となりましたので、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業
補助金交付要綱第 1 2 条第 3 項の規定により、通知します。

記

1 廃止（中止）決定日

年 月 日

2 備考（

）

様式第12号

年 月 日

千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金実績報告書

(あて先)千葉県市長

法人所在地

法人名

代表者職氏名

印

園名

年 月 日付千葉県指令こ幼運第 号をもって交付決定のあった、
千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金に関する事業報告及び収支決算について、
次のとおり報告します。

1 交付決定額	金	円
	第1四半期	円
	第2四半期	円
	第3四半期	円
	第4四半期	円
2 決算額	金	円
	第1四半期	円
	第2四半期	円
	第3四半期	円
	第4四半期	円
3 差額		円

4 添付書類

- (1) 千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業実績報告書 (様式第12号別紙1)
- (2) 千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業収支決算書 (様式第12号別紙2)
- (3) 入居保育士等負担額確認書
- (4) 入居保育士等の住民票の写し (借り上げた宿舎に居住していることがわかるものであり、提出日より3か月以内に発行されたものに限る。)
- (5) 入居保育士等の給与明細書 (補助対象月分すべて)
- (6) 物件借り上げに係る経費支払書 (領収書等)

千葉市保育士等宿舍借り上げ支援事業実績報告書

保育士等 1 人目

園名	
----	--

補助対象となる保育士等・施設		種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保育士等氏名		賃借料(a)													円
住所 (建物名・部屋番号まで)		共益費(管理費)(b)													円
		礼金・更新料(月額)(c)													円
		その他経費(d)													円
		本人負担額(e)												円	
採用年月日		計(a+b+c+d-e)												円	
補助開始日		月額基準額(f)													
補助終了日		補助金額(e)=(f)×3/4	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

備考	
----	--

	第1四半期合計 (4~6月)
賃借料	円
共益費(管理費)	円
礼金・更新料(月割)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額 (100円未満切捨)	00円

	第2四半期合計 (7~9月)
賃借料	円
共益費(管理費)	円
礼金・更新料(月割)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額 (100円未満切捨)	00円

	第3四半期合計 (10~12月)
賃借料	円
共益費(管理費)	円
礼金・更新料(月割)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額 (100円未満切捨)	00円

	第4四半期合計 (1~3月)
賃借料	円
共益費(管理費)	円
礼金・更新料(月割)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額 (100円未満切捨)	00円

園名	
----	--

(収入)

区分	決算額
事業者実施負担額	円
本人負担額	円
千葉県補助金(年額) (補助対象経費の3/4。 1戸当たり月額上限は 61,500円)	00円
合計	円

(支出)

対象経費名	決算額
賃借料	円
共益費(管理費)	円
礼金・更新料(月額)	円
その他経費	円
合計	円

補助対象保育士等数 名

(注1) 決算額については、年度に係る合計額を記入のこと。年度途中で事業を開始した場合は事業開始月から年度末月まで。

(注2) 収入と支出合計額が一致すること。

第1四半期合計 (4~6月)	
賃借料	円
共益費 (管理費)	円
礼金・更新料 (月額)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額	円

第2四半期合計 (7~9月)	
賃借料	円
共益費 (管理費)	円
礼金・更新料 (月額)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額	円

第3四半期合計 (10~12月)	
賃借料	円
共益費 (管理費)	円
礼金・更新料 (月額)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額	円

第4四半期合計 (1~3月)	
賃借料	円
共益費 (管理費)	円
礼金・更新料 (月額)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額	円

年間総合計	
賃借料	円
共益費(管理費)	円
礼金・更新料(月額)	円
その他経費	円
本人負担額	円
計	円
補助金額	00円

様式第13号

千葉市達こ幼運第 号
年 月 日

住所
法人名
代表者職氏名 様
(園名)

千葉市長

千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金確定通知書

年 月 日付千葉市指令こ幼運第 号で補助金の交付決定をした、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金については、年 月 日付で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおり交付が確定したので、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第16条の規定により、通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第14号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

法人所在地

法人名

代表者職氏名

印

園 名

千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付請求書

年 月 日 付千葉県達こ幼運第 号 で交付確定を受けた、千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金について、千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金の決定額	補助金の既交付額	今回の請求額
円	年 月 日 _____ 円	円
	年 月 日 _____ 円	
	年 月 日 _____ 円	
	合計 _____ 円	

様式第15号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

法人所在地

法人名

代表者職氏名

印

園 名

千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金分割払い請求書

年 月 日 付千葉県指令こ幼運第 号 で交付決定を受けた、千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金について、分割事前交付を受けたいので、千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金の決定額	補助金の既交付額	今回の請求額
	① 年 月 日 金 円	
	② 年 月 日 金 円	

様式第16号

千葉市達こ幼運第 号
年 月 日

住所

法人名

代表者職氏名

様

(園名

)

千葉市長

千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令こ幼運第 号で交付決定した千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すこととしたので、千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第19条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 取消日 年 月 日
- 2 決定を取り消した理由 ()
- 3 備考 ()

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住所
法人名
代表者職氏名 様
(園名)

千葉市長

千葉県保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金返還命令書

千葉県補助金等交付規則第18条 第1項 の規定により、次のとおり返還を
第2項
命じます。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日付 円
	年 月 日付 円
	計 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

<審査請求等>

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。